

公開買付説明書

平成28年 2 月

株式会社アイセイホールディングス

(対象者：株式会社アイセイ薬局)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社アイセイホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	(03) 6269-9701
【事務連絡者氏名】	代表取締役 櫻井 秀秋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社アイセイホールディングス (東京都千代田区有楽町一丁目12番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アイセイホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイセイ薬局をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	10
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	13
6. 株券等の取得に関する許可等	14
7. 応募及び契約の解除の方法	15
8. 買付け等に要する資金	17
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	20
10. 決済の方法	20
11. その他買付け等の条件及び方法	21
第2 公開買付者の状況	23
1. 会社の場合	23
2. 会社以外の団体の場合	24
3. 個人の場合	24
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	25
1. 株券等の所有状況	25
2. 株券等の取引状況	26
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	26
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	26
第4 公開買付者と対象者との取引等	26
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	26
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	26
第5 対象者の状況	27
1. 最近3年間の損益状況等	27
2. 株価の状況	27
3. 株主の状況	27
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	28
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	29
6. その他	29
対象者に係る主要な経営指標等の推移	30

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社アイセイ薬局

2【買付け等をする株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 平成22年3月15日開催の対象者臨時株主総会の決議及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成25年9月10日付の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。第1回新株予約権及び第3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として平成28年1月に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てをJ－STAR二号投資事業有限責任組合（以下「J－STAR2号」といいます。）が所有しております。J－STAR2号は、J－STAR株式会社がその無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合であり、J－STAR株式会社は、平成18年に創業した国内独立系の投資会社で、主に未公開株式への投資を行うプライベート・エクイティ投資、その中でも経営権を取得し、当該事業価値の向上を図るバイアウト投資事業を手がけています。J－STAR株式会社は、企業・経営陣の課題解決、成長ストーリーを重視した投資提案を行うとともに、(i)優れた経営者や幹部社員の存在、(ii)ファンドマネジャーの関与による付加価値増大余地、(iii)市場地位やビジネスモデルなどの特異性や優位性を投資基準に、ファンドマネジャー達の経験、知見、スキルが活かされ易い、中堅企業の案件を主要投資対象にしています。本書提出日現在、J－STAR株式会社は、訪問看護・介護サービスを主たる事業とするナースコール株式会社及び認知症グループホームを主たる事業とする株式会社ブラティアを含むヘルスケア、消費財、サービス、環境、製造など多岐にわたる業種に属する24社への投資実績を有しております。

なお、公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の前代表取締役社長であり筆頭株主である岡村幸彦氏（保有株式：480,300株、所有割合（注）：20.14%）との間で平成28年2月5日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、岡村幸彦氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び岡村幸彦氏がその発行済株式の全てを所有する同氏の資産管理会社であり、かつ、対象者の第3位株主である株式会社おかむら（保有株式：285,400株、所有割合：11.97%）をして、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしております（合計765,700株、所有割合：32.11%）。本応募契約の詳細につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照下さい。

(注) 「所有割合」とは、対象者が平成27年11月12日に提出した第16期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式数（2,291,000株）から同報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（104株）を控除し、対象者が平成27年6月22日に提出した第15期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の第1回新株予約権（176個）及び第3回新株予約権（120個）から平成27年9月30日までに行使された本新株予約権（対象者によれば、平成27年9月30日までに第1回新株予約権4個、第3回新株予約権40個が行使されたとのことです。）を除いた数の本新株予約権（第1回新株予約権（172個）及び第3回新株予約権（80個））。かかる平成27年9月30日現在の本新株予約権の数については、対象者の履歴事項全部証明書によっても確認しております。以下、平成27年9月30日現在の本新株予約権の数の記載について同じです。）の目的となる対象者株式の数（合計94,000株）を加えた株式数（2,384,896株）（以下「対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数」といいます。）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）。以下同じです。

また、公開買付者は、以下の対象者の株主から、平成28年2月5日付でそれぞれ意向表明書を受領することにより、これらの株主が所有する対象者株式（合計250,600株、所有割合：10.51%）を本公開買付けに応募する意向があることを確認しております。

- (a) 中央エム・リース株式会社（対象者の第4位株主、保有株式：180,000株、所有割合：7.55%）
- (b) 株式会社メディカルー光（対象者の第8位株主、保有株式：50,600株、所有割合：2.12%）
- (c) 株式会社メディシンー光（保有株式：20,000株、所有割合：0.84%）

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,589,931株（所有割合にして66.67%）に設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,589,931株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,589,931株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,589,931株）は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数（2,384,896株）に3分の2を乗じた数（小数点以下切上げ）としております。

また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者を完全子会社とするため、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。

対象者が公表した平成28年2月5日付「株式会社アイセイホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、取締役の全員一致により、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、①後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得」記載のG C Aサヴィアン株式会社（以下「G C Aサヴィアン」といいます。）による算定結果、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日及び直近の市場株価、③後記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置が取られた上で決定されたこと等を踏まえ、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会において、取締役の全員一致により、本新株予約権については、本新株予約権は対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の買付け等の価格は1個あたり1円とされていることから、対象者は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性について検討を行っておらず、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の皆様の判断に委ねることを併せて決議したとのことです。詳細については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者の前身である「アイセイ薬局」は、患者様が求める最良のケアを提供するという「奉仕の精神」のもと、病院内で処方されていた調剤の院外化（いわゆる「医薬分業」）が未だ進んでいない昭和59年に調剤薬局を開業し、昭和62年8月には、有限会社アイセイ薬局を設立し、調剤薬局のチェーン展開を開始いたしました。

平成6年以降、国の政策により、医薬分業が急速に進展し、調剤薬局市場も活発に伸張する中で、対象者も医薬分業を推し進めて成長を遂げてまいりましたが、並行して、対象者自らが開発主体となる「医療モール（注）」型の調剤薬局の開局についても推進することで、そのノウハウの蓄積を含め、競合他社と差別化を図ってきました。

（注） 「医療モール」とは、異なる診療科目の複数の開業医と、一つの調剤薬局が1箇所に参集の上開業することにより、患者様にとっては総合病院のように1箇所で複数の診療科目を受診できるメリット、医師にとっては医療機関同士の連携を図ることで患者様に対して多面的な診療を行えることや、複数の医療機関が集まることによる認知度向上のメリット、薬局にとってはひとつの医療機関に依存しないという経営の安定化や多機能化が推進しやすくなるメリットをもつ施設です。さらに、クリニックの集積、専門性の高いドクターの誘致によって知名度の向上が図れることに加えて、診療所と薬局、医師と薬剤師の連携が強化されることで、地域医療に対してさまざまな貢献ができる施設です。

また、対象者では、調剤薬局の新規出店と併せて、後継者がいない調剤薬局の事業承継を支援するM&Aにも注力しており、ドミナント戦略（地域における高密度出店を実施する戦略）に基づく事業規模の拡大も積極的に進めてまいりました。

さらに、対象者は、平成12年6月には株式会社アイセイ・メディケアを設立して介護福祉事業を開始し、近時では介護福祉施設を中心とした訪問調剤にも積極的に取り組んでおります。

そして、対象者は上記のような方針をより発展させ、対象者の社是「“奉仕のこころ” 誠実な気持ちで他者を愛する」に忠実な医療サービスを全国に広めてまいりたいと考え、平成23年12月に、株式会社大阪証券取引所が開設するJASDAQ市場（現東京証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしたとのことです。具体的には、株式上場を通じて、対象者の知名度、信用力を向上させ「アイセイ薬局」ブランドを強化することができ、開業医師及び患者様に更なる安心感を与えられる企業となることにより、医療モール開発及び医薬分業化による新規出店の促進、並びにM&Aの更なる推進力の獲得に資すると考えたとのことです。

上場前年度末である平成23年3月末における対象者の医療モール型調剤薬局の出店数は51店舗でしたが、その数は、直近事業年度末である平成27年3月末には87店舗にまで増加し、また、連結売上高も、上場前年度末である平成23年3月期における295億円から直近事業年度末である平成27年3月期には552億円にまで増加しており、株式上場後も、対象者は出店数、事業規模ともに順調に成長を続けております。

なお、対象者が公表した平成27年3月31日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、対象者株式は、対象者では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項に違反したと認められ、かつ、対象者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとの理由に基づき、平成27年4月1日付で特設注意市場銘柄に指定されており、本書提出日現在においても、当該指定は解除されておられません。

しかし、これまで調剤薬局の市場規模、医薬分業比率は年々増加してまいりましたが、近年、それらの増加は鈍化傾向を示しており、今後は緩やかな成長に留まるものと思われます。具体的には、わが国の国民医療費は、高齢化社会の到来により、国民所得の伸び率を上回る伸張を示していますが、隔年度に実施される薬価改定及び診療報酬改定においては、国民医療費抑制策のもと厳しい改定が実施される傾向にあり、このような傾向は今後も続くことが予想されており、また、単価の安い後発医薬品の拡大も求められている状況にあります。他方で、調剤薬局市場は、医薬分業により本格的な広がりをみせてから30年程度の歴史しかなく、調剤薬局上位10社の平成26年度調剤売上高合計約9千億円（ドラッグマガジン「医薬品産業ランキング 2015年」より）は、市場全体の約13%に止まり、大半を「パパママ薬局」といわれる個人経営の薬局が占める、非常に寡占度が低い市場であります。このような市場環境に照らして、調剤薬局業界では、今後、中小規模の調剤薬局では経営が厳しくなり、M&Aも含めた企業再編（合従連衡）が活性化することが見込まれております。

J－STAR株式会社は、対象者を潜在的な投資候補として情報収集等を行う中で、上記のような対象者を取り巻く状況を踏まえ、今後対象者が地域で暮らす方々の生活をより健康で豊かにすることに最大限貢献するとともに、対象者の持続的な企業価値向上を実現するためには、地域医療機関や介護施設との連携、患者情報の一元管理、24時間対応・在宅患者対応の推進などといった施策を講じていくことにより、「かかりつけ薬局」として各地域で求められるサービス提供体制の構築をより強力に推し進めていくこと、また、同業他社の買収や新規の調剤薬局開設、各種制度改正その他の重要な経営判断に関して迅速に対処するために、内部統制・ガバナンス体制の強化に加え、機動的な経営体制を構築することが急務であると認識するに至りました。そのためには、対象者株式の非公開化を通じて資本の再構成を図り、短期的な収益悪化にとらわれることなく、対象者従業員が一丸となって経営改革に取り組むことが不可欠と考えております。また、J－STAR株式会社が投資主体となって本取引を実行することにより、対象者に対して以下のような支援をすることが可能となり、このような支援は当該経営改革を迅速かつ適切に実行するにあたって非常に有益であると考えております。

(a) 経営管理体制の強化

J－STAR株式会社がこれまでの投資活動で培ってきたノウハウ、具体的には、企業ビジョンの再確認、企業価値と連動した適切なインセンティブプランの設計と運用などのノウハウを注入し、対象者の経営陣、従業員の当事者意識の醸成を図り、かつ内部統制・ガバナンス体制を強化することができる。

(b) J－STAR株式会社の投資先とのシナジー追求

J－STAR株式会社が運用するファンドの投資先であり、がん・難病の終末期に特化した在宅ホスピスを提供するナースコール株式会社は、現在、愛知県と神奈川県で事業を行っており、東名阪を中心に事業拡大を目指しているところ、対象者は子会社の株式会社愛誠会及び株式会社愛誠会静岡を通じて、関東圏を中心に介護福祉事業を展開している上、調剤薬局事業においても在宅療養支援が求められていることから、対象者とナースコール株式会社とのシナジーを追求することができる。

(c) M&A支援

J－STAR株式会社は、投資先企業へのM&A支援について多業種複数案件で実績があるところ（例えば、J－STAR株式会社が運用するファンドの投資先であったアポプラスステーション株式会社においては、事業の多角化という観点から、株式会社シナジー及び株式会社イービーエムズの2社を追加買収。同様にJ－STAR株式会社が運用するファンドの投資先であった株式会社HCMにおいては、事業エリアの戦略的拡大を目的に、大阪エリアで事業展開を行っている有限会社アニスト、有限会社ピースメディカルジャパン及び株式会社メディカルケアコンフォートを追加買収。）、本取引実施後、必要に応じて対象者のM&A機会の発掘や検討を支援することができる。

J－S T A R株式会社は、上記の考えに基づき、平成27年12月上旬、対象者の筆頭株主であり、また、対象者の創業者かつ前代表取締役社長として、その資産管理会社である株式会社おかむらとともに、対象者の上場前より対象者株式を所有している岡村幸彦氏との間で面談を行い、同氏及び同氏の資産管理会社であり対象者の第3位株主である株式会社おかむらの所有する対象者株式について、売却の意向があるか否かの確認を行い、その売却の可能性を認識しました。

J－S T A R株式会社は、その後、平成27年12月11日付で、対象者に対し対象者株式の取得及び非公開化に係る初期的な提案を行いました。これに対して、対象者によれば、対象者としては、対象者を取り巻く経営環境に鑑み、対象者の企業価値向上のためにあらゆる可能性を模索する中で、今後も持続的な成長を実現し、短期的な利益追求に捉われることなく、対象者が掲げる「“奉仕のこころ” 誠実な気持ちで他者を愛する」に忠実な医療サービスの構築という目標を達成するための対象者株式の非公開化についても、対象者の事業戦略上の選択肢の一つとして検討を開始したとのことです。

その結果、対象者は、後記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、対象者を非公開化することが対象者の企業価値向上に資すると考え、公開買付者による対象者の非公開化に関する協議を開始したいと考えるに至ったとのことであり、J－S T A R株式会社は、対象者より、平成27年12月14日付で、デュー・ディリジェンスを受ける旨の通知を受領しました。当該通知を受け、J－S T A R株式会社は、平成27年12月14日より、本取引に関する本格的な検討及び対象者との協議を開始するとともに、対象者に対して平成27年12月中旬から平成28年1月上旬にかけてデュー・ディリジェンスを実施しました。また、J－S T A R株式会社は、当該検討及び協議と並行して、岡村幸彦氏との間で、同氏及び株式会社おかむらの保有する対象者株式の本公開買付けへの応募に関する協議及び交渉を行いました。

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付価格について複数回の協議及び交渉を重ねた結果、平成28年1月28日、本公開買付価格を1株当たり5,300円とし、本新株予約権に係る買付け等の価格を1円としたい旨の最終提案を実施するに至りました。対象者は、当該最終提案を受けて、後記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」記載の理由に基づき、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

こうした検討・協議を踏まえ、公開買付者は、平成28年2月5日付で、本取引の実施及びその一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の臨時株主総会又は平成28年6月開催予定の定時株主総会において、公開買付者が指名する取締役候補者が対象者の取締役に就任できるように、対象者に対して公開買付者の希望する取締役選任議案を上程するよう要請する予定ですが、本書提出日現在において、公開買付者が指名する取締役候補者は未定です。また、公開買付者と対象者の取締役及び監査役との間においては、本公開買付け後の役員就任について特段の合意をしておりません。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、速やかに公開買付者が指名する取締役を選任したいと考えており、本公開買付けの決済完了後に改めて対象者取締役と協議の上、本公開買付けの決済完了後最初に開催される株主総会の招集に関する取締役会決議の日までに、対象者の経営に関与していただく取締役を決定することを予定しております。なお、本公開買付け後の対象者の従業員の雇用に関しては、現時点では、現状どおりの雇用を維持することを予定しております。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

対象者によれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は、以下のとおりです。対象者としては、上記のように調剤薬局市場全体の先行きが不透明な中において、対象者の経営課題を解決し、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには、継続的に医療モール型の店舗開発を促進するとともに、M&Aも含めた企業再編（合従連衡）を行い、引き続き競合他社との差別化を図っていく必要があると考えているとのことです。もっとも、医療モール型の店舗開発は計画から実際の開局まで1年を超える期間が必要となることに加えて設備投資が多額にかかり、また、M&Aによる企業再編（合従連衡）は規模拡大にはつながるものの、短期的には対象者の利益水準の大幅な低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるとのことです。また、平成28年4月の診療報酬改定ではチェーン薬局の診療報酬を下げる方針が明確にされており、今後も厳しい改定が続くと思われるとのことです。このような事業環境の変化やそれらに伴うリスク、上記施策に伴うリスクといった経営課題に迅速かつ適切に対応し、今後も継続的に対象者を成長させるためには、短期的な業績に左右されることなく、対象者の持ちうる経営資源の全てを活用し、あらゆる事業機会を的確に捉えていくことが必須であり、中長期的な視点から機動的かつ柔軟な意思決定を行うことが必要と考えているとのことです。

このような状況下において、対象者は、公開買付者からの提案を受け、公開買付者の提案を慎重に検討し、また、公開買付者との間で対象者事業の価値や将来のビジネス性について協議を重ねる中で、公開買付者から、公開買付者の参画により、今後の事業運営方針等を含む具体的な提案を受けたとのことです。対象者としては、本

取引を行うことにより、調剤薬局各店舗におけるIT化推進やJ－STAR株式会社の看護・介護、医療分野におけるこれまでの投資実績に裏付けられたノウハウを対象者業務に活かすことによる既存事業の業務改善、新規事業への積極的かつ計画的な取り組み、リスクや経営プロセスの的確な評価とスピード感のある意思決定等において有益なシナジー効果が得られると考えるに至り、対象者の中長期的な成長の観点から、公開買付者は対象者の企業価値を維持・向上させる上で有益なパートナーであると判断し、本取引を実施することが、対象者の一般株主の皆様のみならず様々なステークホルダーにとって最良の方策であると考えに至ったとのことです。また、継続的な医療モール型の店舗開発の促進やM&Aも含めた企業再編（合従連衡）といった競合他社との差別化施策を実施し、対象者の中長期的な企業価値向上を図ることは、短期的には対象者の利益水準の大幅な低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、ひいては一般株主の皆様には株価が不安定となるリスクをご負担いただくことにもなることから、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断するためにも、非公開化のための本取引を実施することが必要であると考えに至ったとのことです。

なお、対象者は、知名度、信用力の向上及びブランドの強化による事業上の信頼性向上、そして知名度や信頼性向上によって優秀な人材の確保が促進されることを目的として株式の上場が極めて有効であると判断し、平成23年12月に株式会社大阪証券取引所が開設するJASDAQ市場（現東京証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場しましたが、対象者としては、株式上場に期待した上記事項が一定の成果を上げていると判断しており、上場企業としての社内体制を今後も維持していくための人材の確保や上場維持のために必要となるコストに鑑みると、現況においては、費用対効果の観点から上場メリットは限定されていると判断しているとのことです。また、対象者の強みである医療モール型の店舗開発は計画から実際の開局まで1年を超える期間が必要となることに加えて、多額の設備投資が必要となるとのことです。対象者は、株式上場時と比べて、医療モール型の店舗開発をより積極化しており、また、M&Aも含めた企業再編（合従連衡）による規模拡大が業界全体で近年活発化している状況において、医療モール型の店舗開発といった対象者の強みを活かす事業展開やM&Aも含めた企業再編（合従連衡）による規模拡大を行うことが、新店開発による設備投資やM&Aによる一時的な利益悪化や手数料の増加など短期的には対象者の利益水準の大幅な低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるとのことです。さらに、平成28年3月期は診療報酬改定の年ではないため業績は回復しておりますが、平成28年4月の診療報酬改定では、グループ全体の処方箋が一定の枚数を超える病院門前の薬局（一般に、病院の近隣に立地し、その処方箋を応需する薬局をいいます。）の報酬を減らす旨の改定がなされるなど、チェーン薬局の診療報酬を下げる方針が明確にされており、チェーン薬局を取り巻く状況は年々厳しくなっているとのことです。診療報酬改定に対応するためには在宅事業の拡大など様々な投資が必要となるため短期的には利益の圧迫要因になると思われるとのことです。以上の事情を総合的に勘案し、短期的には対象者の利益水準が大幅に低下する等の可能性が存在するため、株主の皆様や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに報いるよう更なる企業価値の向上を図るためには、短期的な業績の動向に左右されにくい対象者の非公開化を含む本取引を実施すべきとの結論に至ったとのことです。

対象者は、公開買付者との間で、本公開買付価格について複数回の協議・交渉を重ねた結果、平成28年1月28日、公開買付者より、本公開買付価格を1株当たり5,300円とし、本新株予約権に係る買付け等の価格を1円としたい旨の最終提案を受けるに至ったとのことです。対象者は、最終提案を受けた本公開買付価格に関しては、①後記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得」記載のGCAサヴィアンによる算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回るものであり、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であること、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成28年2月4日の東京証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値4,380円に対して21.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値3,974円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して33.37%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値3,782円に対して40.14%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値3,855円に対して37.48%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの実例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例と比較しても低廉とは言えず、相応なプレミアムが付された価格であると評価できること、③後記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に取られたこと等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上のような検討の結果、対象者の取締役会は、取締役の全員一致により、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開

買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会において、取締役の全員一致により、本新株予約権については、本新株予約権は対象者の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の買付け等の価格は1個あたり1円とされていることから、対象者は本新株予約権に係る買付け等の価格の妥当性について検討を行っておらず、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の皆様の判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

① 応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の前代表取締役社長であり筆頭株主である岡村幸彦氏（保有株式：480,300株、所有割合：20.14%）との間で、平成28年2月5日付で本応募契約を締結し、岡村幸彦氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨、及び岡村幸彦氏がその発行済株式の全てを所有する同氏の資産管理会社であり、かつ、対象者の第3位株主である株式会社おかむら（保有株式：285,400株、所有割合：11.97%）をして、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させる旨の合意をしております（合計保有株式：765,700株、所有割合：32.11%）。本応募契約においては、岡村幸彦氏及び株式会社おかむらによる応募の前提条件として、①公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法かつ有効に開始されており、かつ、撤回されていないこと、②公開買付者の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること（注1）、③公開買付者が本応募契約に規定する義務に重大な違反をしていないこと（注2）が定められております。なお、岡村幸彦氏が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募し、また、株式会社おかむらをして応募させることは制限されていません。

なお、①岡村幸彦氏が所有する対象者株式（480,300株）のうち、(i)35,000株については株式会社みずほ銀行を質権者とする質権が、(ii)365,000株については西武信用金庫を質権者とする質権が、(iii)75,000株については株式会社千葉興業銀行を質権者とする質権が、(iv)5,300株については株式会社清水銀行を質権者とする質権が設定されており、また、②株式会社おかむらが所有する対象者株式（285,400株）については西武信用金庫を質権者とする質権が設定されているところ、本応募契約においては、岡村幸彦氏及び株式会社おかむらによる応募に先立ってこれらの質権を解消することが義務付けられております。

また、本書提出日現在、岡村幸彦氏は、第1回新株予約権126個（目的となる対象者株式の数：63,000株、所有割合：2.64%）を所有しているところ、本応募契約においては、岡村幸彦氏は当該第1回新株予約権を本公開買付けにおいて応募しないものとし、かつ、本公開買付けが成立した場合には、速やかに当該第1回新株予約権を無償で放棄することが義務付けられております。

さらに、対象者が公表した平成28年1月20日付「特別利益・特別損失の計上及び平成28年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、岡村幸彦氏との間で、不適切な会計処理により対象者が被った損害（不適切な会計処理の実態解明のための調査、過年度の有価証券報告書や決算短信等の訂正等に係る費用）として賠償請求していた2億29百万円について、岡村幸彦氏が平成28年6月末日までにその全額を対象者に支払うことを平成28年1月20日付で合意したとのことであるところ、本応募契約においては、本公開買付けが成立し決済された場合には、後記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の決済の開始日後速やかに、当該全額を対象者に対して支払う旨の合意をしております。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、本応募契約の締結日及び後記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の決済の開始日において、(a)公開買付者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、その現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、(b)公開買付者は、本応募契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有しており、公開買付者による本応募契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、公開買付者は、本応募契約を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、(c)本応募契約は、公開買付者により適法かつ有効に締結され、公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従い公開買付者に対して強制執行が可能であること、(d)公開買付者は、本応募契約の締結及び履行のために公開買付者において必要とされる許認可等及び第三者の同意又は第三者への通知、届出等を全て、関連する法令等又は契約等の規定に従い、適時に適法かつ有効に取得又は履践している（上記決済の開始日までに行えば足りる手続については、上記決済の開始日まで取得又は履践している）こと、(e)公開買付者による本応募契約の締結及び履行は、(i)法令等、(ii)その定款その他の社内規則及び(iii)司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、公開買付者による本応募契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続は、一切係属していないこと、(f)公開買付者について、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続若しくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分又は本応募契約の締結若しくは本応募契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある手続は存在せず、それらの手続がなされるおそれもなく、また、公開買付者は、支払不能又は支払停止の状態になく、本応募契約上の義務を履行することによりこれらの状態に陥ることもないこと、(g)公開買付者は、反社会的勢力ではなく、過

去において反社会的勢力であったこともなく、また、現在又は過去において反社会的勢力との間取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流はないことが真実かつ正確であることを表明及び保証しています。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、岡村幸彦氏及び株式会社おかむらが所有する対象者株式に設定された質権を解消するために合理的な協力をする義務、公開買付者の本応募契約上の表明保証違反の事実を認識した場合の岡村幸彦氏への通知義務、本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、秘密保持義務、公表に係る義務、契約上の地位又は権利義務の処分禁止に係る義務及び誠実協議義務を負っています。

② 応募意向の確認

公開買付者は、以下の対象者の株主から、平成28年2月5日付でそれぞれ意向表明書を受領することにより、これらの株主が所有する対象者株式（合計250,600株、所有割合：10.51%）を本公開買付けに応募する意向があることを確認しております。

(a) 中央エム・リース株式会社（対象者の第4位株主、保有株式：180,000株、所有割合：7.55%）

(b) 株式会社メディカルー光（対象者の第8位株主、保有株式：50,600株、所有割合：2.12%）

(c) 株式会社メディシンー光（保有株式：20,000株、所有割合：0.84%）

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、対象者を完全子会社化することを企図しております。

① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対してその所有する対象者株式（以下「売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権（以下「売渡新株予約権」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、一方、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からは売渡株式を、売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、(i)対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすること

により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様へ交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。この方法による1株あたりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者の株主を対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者を除きます。）に対しては最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合に当該対象者の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権に係る新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、平成28年5月を目処に開催される予定ですが、その具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付者が対象者の役員である公開買付け、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに、公開買付者が対象者の前代表取締役社長であり筆頭株主である岡村幸彦氏（保有株式：480,300株、所有割合：20.14%）との間で応募契約を締結しており、岡村幸彦氏及び岡村幸彦氏の資産管理会社である株式会社おかむら（保有株式：285,400株、所有割合：11.97%）が本公開買付けに応募する意向を有していること等を考慮して、公開買付者及び対象者は、対象者の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付け価格を検討し、本公開買付け価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対象者株式の価値算定を依頼し、平成28年2月4日付で株式価値評価報告書（以下「対象者株式価値評価報告書」といいます。）を取得したとのことです。GCAサヴィアンは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、GCAサヴィアンから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。GCAサヴィアンは、複数の算定手法の中から対象者株式の

株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価する事が適切であるとの考えに基づき、対象者の将来の事業活動を算定に反映する目的から、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行ったとのことです。

GCAサヴィアンが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：3,782円～4,380円

DCF法：4,954円～5,956円

市場株価法では、平成28年2月4日を算定基準日として、JASDAQ市場における対象者株式の算定基準日終値4,380円、過去1ヶ月間の終値平均値3,974円、過去3ヶ月間の終値平均値3,782円、過去6ヶ月間の終値平均値3,855円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,782円から4,380円までと算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画における収益や投資計画、対象者へのインタビュー、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を4,954円から5,956円までと分析したとのことです。GCAサヴィアンがDCF法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

なお、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、対象者はGCAサヴィアンより算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得していないとのことです。

② 対象者における外部の法律事務所からの助言の取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法律事務所である森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

③ 第三者委員会による検討

対象者によれば、対象者は、対象者における意思決定の公正性、透明性及び客観性を、より客観的に担保することを目的として、平成28年1月5日、対象者独立社外監査役である澤井英久氏（弁護士）及び浅井満氏（公認会計士）並びに公開買付者及び対象者取締役会から独立した外部有識者である高橋龍徳氏（公認会計士）の3名から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。）、第三者委員会に対し、対象者取締役会が、本公開買付けについて意見表明を行い、対象者の非公開化を目的とする一連の取引の決定を行うことが、本取引の目的の合理性、条件の妥当性及び手続の公正性等を踏まえて、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に対して答申すること（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これについての答申を対象者取締役会に提出することを嘱託したとのことです。

第三者委員会は、平成28年1月12日から同年2月4日までの間に合計7回開催され、対象者、GCAサヴィアン及びJ-S-T-A-R株式会社に対するインタビュー並びに関連書類の調査等を行った上、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。

その結果、第三者委員会は、(i)(a)対象者の調剤薬局事業の事業環境の分析及びその環境下での対象者の経営上の課題についての見解並びに本取引が対象者の経営上の課題に資するべく実施されるものであるという認識について、対象者とJ-S-T-A-R株式会社の間で一致していること、(b)薬価改定や診療報酬改定等、国が現在推進する医療費負担削減に向けた医療制度改革や消費税増税に伴う仕入れコストの増大等により、今後、対象者を取り巻く事業環境がより厳しいものになると予想されることからすれば、対象者の経営上の課題の解決に資するべく実施されるという本取引の目的の合理性を疑わせるような特段の事情は認められないこと、(ii)(a)本公開買付価格について、公開買付者による当初提案に対し、対象者による対案の提示、公開買付者による再提案と複数回のやりとりがなされており、その交渉内容等を踏まえれば、対象者及び公開買付者の間の交渉は、通常のM&A局面における、独立第三者間の取引の場合と同様に行われていると認められること、(b)交渉結果としての本公開買付価格は、対象者株式価値評価報告書に記載されている市場株価法の上限を上回り、DCF法による算定結果の範囲内であること、また、(c)プレミアム分析の観点でも、評価基準日を平成28年2月4日として、基準日終値に対して21.00%、基準日以前の直近1ヶ月間の終値平均値に対して33.37%、直近3ヶ月間の終値平均値に対して40.14%、直近6ヶ月間の終値平均値に対して37.48%のプレミアムが付されており、これは、GCAサヴィアンが分析した類似案件におけるプレミアムの実績に照らしても低い水準ではないと認められることか

らすれば、交渉経緯及び本公開買付価格自体について特段不合理な点や著しい問題等は認められず、本取引の条件の妥当性を疑わせる特段不合理な点や著しい問題はないと考えられること、(iii)(a)独立した第三者算定機関の株式価値評価報告書を取得していること、外部の法律事務所からの法的助言を取得していること、第三者委員会が設置され、当該第三者委員会の意見を尊重する体制が敷かれていると認められること等の事情が認められること、(b)対象者の前代表取締役社長であり筆頭株主である岡村幸彦氏及び同氏の資産管理会社である株式会社おかむらは、本公開買付けの実施及び対象者の意見表明の意思決定には一切関与しておらず、また、岡村幸彦氏及び株式会社おかむらと公開買付者及びJ－STAR株式会社との間には、その所有する対象者株式の全てについての応募、当該株式に設定されている質権の応募に先立つ解消、岡村幸彦氏が所有する第1回新株予約権の不应募及び無償放棄、対象者に対する不適正な会計処理による損害として対象者が賠償請求していた2億2,900万円の支払をその内容とする応募契約の締結を除き、出資関係、融資関係及び営業上の取引関係はないことが確認されていること等に鑑みれば、本取引の手続の公正性は担保されていると考えられること、がそれぞれ認められると判断したとのことです。

以上の経緯から、対象者は、平成28年2月4日付で、第三者委員会から、①本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同の意見を表明することは、対象者の少数株主にとって不利益なものでないこと、及び②本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の完全親会社となることを目的として、対象者取締役会において、公開買付者が対象者の株式及び新株予約権の全部について行う株式等売渡請求を承認する、又は、株式の併合を行う旨の決定を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを答申内容とする答申書を取得したとのことです。

④ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

なお、仮に本公開買付けが実施されなかったとしても、対象者は、平成27年4月1日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、対象者は当該日から1年後に東京証券取引所に対して内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所が内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として、上場廃止となります。対象者は、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、平成27年3月6日付「経営改善委員会による再発防止策策定のお知らせ（最終報告）」にて公表している経営改善委員会より提言された再発防止策等を実施しているとのことです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年2月8日（月曜日）から平成28年3月22日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成28年2月8日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金5,300円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金1円 第3回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(i) 普通株式 公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付価格の決定日（平成28年2月5日）の前営業日である平成28年2月4日のJASDAQ市場における対象者株式の終値（4,380円）並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（3,974円、3,782円及び3,855円）の推移を参考にしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析しました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び岡村幸彦氏との協議及び交渉を経て、平成28年2月5日に本公開買付価格を5,300円と決定しております。なお、公開買付者は、上記のとおり対象者及び岡村幸彦氏との協議及び交渉を踏まえ、本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 なお、本公開買付価格5,300円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年2月4日のJASDAQ市場における対象者株式の終値4,380円に対して21.00%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成28年1月5日から平成28年2月4日まで）のJASDAQ市場における対象者株式の終値の単純平均値3,974円に対して33.37%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成27年11月5日から平成28年2月4日まで）のJASDAQ市場における対象者株式の終値の単純平均値3,782円に対して40.14%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成27年8月5日から平成28年2月4日まで）のJASDAQ市場における対象者株式の終値の単純平均値3,855円に対して37.48%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格5,300円は、本書提出日の前営業日である平成28年2月5日のJASDAQ市場における対象者株式の終値4,535円に対して16.87%のプレミアムを加えた価格となります。 (ii) 新株予約権 本新株予約権は、対象者又はその子会社の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、第1回新株予約権については、権利行使時において対象者並びに対象者の子会社の役員もしくは従業員の地位にあること、第3回新株予約権については、平成27年3月31日に至るまで対象者の取締役の地位にあることを要する旨の行使条件が付されていることに照らすと、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、各本新株予約権1個につき、1円と決定いたしました。 なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。

算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格の決定に至る経緯) J－S T A R株式会社は、平成27年12月14日より、本取引に関する本格的な検討及び対象者との協議を開始するとともに、対象者に対して平成27年12月中旬から平成28年1月上旬にかけてデュー・ディリジェンスを実施しました。また、J－S T A R株式会社は、当該検討及び協議と並行して、岡村幸彦氏との間で、同氏及び株式会社おかむらの保有する対象者株式の本公開買付けへの応募に関する協議及び交渉を行いました。 公開買付者は、対象者との間で、本公開買付価格について複数回の協議及び交渉を重ねた結果、平成28年1月28日、本公開買付価格を1株当たり5,300円とし、本新株予約権に係る買付け等の価格を1円としたい旨の最終提案を実施するに至りました。対象者は、当該最終提案を受けて、前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」記載の理由に基づき、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。 こうした検討・協議を踏まえ、公開買付者は、平成28年2月5日付で、本公開買付価格を5,300円とし、本新株予約権に係る買付け等の価格を1円とすることを決定いたしました。
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,384,896 (株)	1,589,931 (株)	－ (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,589,931株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,589,931株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数を記載しております。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	23,848
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	940
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成28年2月8日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成28年2月8日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成27年9月30日現在）（個）（j）	22,905
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 （（a+d+g）/（j+（b-c）+（e-f）+（h-i））×100）（%）	100.00

- （注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（2,384,896株）に係る議決権の数を記載しております。
- （注2） 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成27年6月22日に提出した第15期有価証券報告書に記載された平成27年5月31日現在の第1回新株予約権（176個）及び第3回新株予約権（120個）から平成27年9月30日までに行使された本新株予約権（対象者によれば、平成27年9月30日までに第1回新株予約権4個、第3回新株予約権40個が行使されたとのことです。）を除いた数の本新株予約権（第1回新株予約権（172個）及び第3回新株予約権（80個））の目的となる対象者株式の数（合計94,000株）に係る議決権の数（940個）を記載しております。
- （注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成27年9月30日現在）（個）（j）」は、対象者が平成27年11月12日に提出した第16期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数（2,384,896株）に係る議決権の数（23,848個）を分母として計算しております。
- （注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成28年1月21日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

また、本株式取得に関して、公開買付者は、平成28年2月2日付で30日の取得禁止期間を12日に短縮する旨の通知を公正取引委員会より受領したため、平成28年2月2日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、平成28年2月2日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成28年2月2日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成28年2月2日付公経企第68号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
平成28年2月2日付公経企第69号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

- ④ 新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。加えて、第1回新株予約権の応募に際しては、新株予約権証券をご提出ください。また、第3回新株予約権証券の応募に際しては、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、野村ネット&コールにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

- ⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

- ⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

- ⑦ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

- ⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、〔1〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、〔2〕本人確認書類が必要です。

〔1〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人情報カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

〔2〕本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人情報カード	不要
通知カード	〔A〕のいずれか1点、又は〔B〕のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	〔A〕又は〔B〕のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

〔A〕顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

〔B〕顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

※本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コールカスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	12,639,948,800
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	12,703,948,800

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（2,384,896株）に1株当たりの本公開買付価格（5,300円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区大手町一丁目5番5号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注） (1) タームローンA 担保：対象者株式等 弁済期：2023年3月28日（分割返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 (2) タームローンB 担保：対象者株式等 弁済期：2023年3月28日（期日一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利	(1) タームローンA 6,000,000 (2) タームローンB 8,325,000
計(b)				14,325,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、平成28年2月4日付で、株式会社みずほ銀行から14,325,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しています。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
J－S T A R 二 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 に よ る 普 通 株 式 の 引 受 け	1, 162, 550
Pacific Minato II, L.P. による普通株式の引受け	403, 000
MIDWEST MINATO, L.P. による普通株式の引受け	434, 400
M C o 4 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 に よ る A 種 優 先 株 式 の 引 受 け	3, 161, 000
計(d)	5, 160, 950

（注１） 公開買付者は、普通株式の引受けによる出資の裏づけとして、平成28年2月1日付で、J－S T A R 2 号、Pacific Minato II, L.P. 及びMIDWEST MINATO, L.P. から、合計で2,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、それぞれ取得しています。なお、公開買付者は本書提出日現在すでに50千円の出資を受けているため、届出日以後にこれらの者から普通株式の引受けによる出資を受ける金額は総額で1,999,950千円となります。

J－S T A R 2 号は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含みます。）に基づき設立された投資事業有限責任組合です。J－S T A R 2 号は、無限責任組合員であるJ－S T A R 株式会社のほか、国際的な金融機関、公的年金基金及び日本国内の金融機関、事業会社等を有限責任組合員としております。

Pacific Minato II, L.P. は、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。Pacific Minato II, L.P. は、無限責任組合員であるPacific Minato II, GP, Ltd. のほか、国際的なファンド・オブ・ファンズを有限責任組合員としております。

MIDWEST MINATO, L.P. は、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。MIDWEST MINATO, L.P. は、無限責任組合員であるMidwest Minato, GP, Ltd. のほか、国際的なファンド・オブ・ファンズを有限責任組合員としております。

J－S T A R 2 号、Pacific Minato II, L.P. 及びMIDWEST MINATO, L.P. （以下「本ファンド」といいます。）の組合員は、それぞれ一定額を上限額（以下「出資約束金額」といいます。）として本ファンドに金銭出資を行うことを約束しており、本ファンドの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、本ファンドの無限責任組合員は、本ファンドが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができるものとします。

(注2) 公開買付者は、A種優先株式の引受けによる出資の裏づけとして、平成28年2月4日付で、MC○4号投資事業有限責任組合から、3,161,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しています。MC○4号投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合であり、MC○4号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるMC○株式会社のほか、有限責任組合員である銀行、信託銀行（年金基金の受託者としての信託銀行を含みます。）、保険会社、適格機関投資家である事業会社（リース会社を含みます。）を組合員としているところ、MC○4号投資事業有限責任組合は、出資証明書を発行するにあたり、MC○4号投資事業有限責任組合の各組合員及び信託銀行を受託者とする年金基金の資力について、直近の貸借対照表その他の財務資料又は（年金基金については）運用資産残高若しくは年金資産金額を確認する方法により確認しているとのことです。かかる確認の結果、MC○4号投資事業有限責任組合は、組合員の資力に疑義が無く、上記出資に必要な資金の全てについて各組合員から出資を受けられることが確実であると考えているとのことです。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

19,485,950千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成28年3月29日（火曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類。第1回新株予約権については、新株予約権証券を含みます。）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,589,931株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,589,931株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

平成28年1月 商号を株式会社アイセイホールディングス、本店所在地を東京都千代田区有楽町一丁目12番1号、資本金の額を5万円とする株式会社として設立。

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的としております。

1. 国内外の会社の株式又は出資を取得し所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
2. 薬局の経営
3. 医薬品及び医療用具の製造・販売
4. 医薬部外品の販売
5. 不動産賃貸業
6. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア、飲食店の経営
7. 食料品・日用雑貨品・書籍・文房具・酒類・煙草等の販売
8. 運送代行業
9. 介護保険法による居宅介護支援事業
10. 介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護
11. 老人福祉法に基づく有料老人ホームの経営
12. 不動産の売買・交換・貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
13. 建設物の設計及び工事管理業務
14. 経営コンサルタント業
15. 一般労働者派遣事業
16. 医療請求計算等の医療事務の受託業務
17. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
18. 前各号に付帯関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式等を取得及び保有し、対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成28年2月8日現在

資本金の額	発行済株式の総数
50,000円	1株

④【大株主】

平成28年2月8日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
J－STAR二号投資事業有限責任組合	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1	100.00
計	—	1	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成28年2月8日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	櫻井 秀秋	昭和45年10月7日	平成6年4月 平成8年3月 平成12年7月 平成18年10月 平成21年6月 平成28年1月	監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 株式会社ジャフコ入社 J－STAR株式会社入社 J－STAR株式会社取締役 パートナー就任（現任） 公開買付者代表取締役就任 （現任）	—
計						—

(2)【経理の状況】

公開買付者は、平成28年1月14日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成28年2月8日現在)

氏名又は名称	—
住所又は所在地	—
職業又は事業の内容	—
連絡先	—
公開買付者との関係	—

② 【所有株券等の数】

(平成28年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ市場						
月別	平成27年8月	9月	10月	11月	12月	平成28年1月	2月
最高株価	3,925	4,535	5,360	4,245	4,000	4,860	4,650
最低株価	2,250	3,235	3,960	3,340	3,480	3,200	4,215

(注) 平成28年2月については、2月5日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月23日関東財務局長に提出
事業年度 第15期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月22日関東財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月12日関東財務
局長に提出
事業年度 第16期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日） 平成28年2月12日関東財務
局長に提出予定

なお、対象者の第16期第2四半期報告書によれば、第15期有価証券報告書提出日後の役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼マーケティング本部本部長	代表取締役社長	藤井 江美	平成27年9月1日

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記①第14期有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年2月16日に関東財務局長に提出

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
 株式会社アイセイ薬局
 (東京都千代田区丸の内二丁目2番2号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 特別利益・特別損失の計上及び業績予想の修正

対象者は、平成28年1月20日付で「特別利益・特別損失の計上及び平成28年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

① 特別利益の内容

対象者は、平成27年8月28日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ（経過報告）」において公表したとおり、岡村幸彦氏に対して、不適切な会計処理により対象者が被った損害（不適切な会計処理の実態解明のための調査、過年度の有価証券報告書や決算短信等の訂正等に係る費用）の賠償を求めているところ、①対象者が上記損害として賠償請求していた2億29百万円について、岡村幸彦氏が平成28年6月末日までにその全額を対象者に支払うこと、及び②上記①記載のほか、不適切な会計処理に関して相互に債権債務関係が一切存在しない旨を対象者及び岡村幸彦氏が確認することを平成27年8月28日付で合意したため、特別利益2億29百万円を平成28年3月期第4四半期に計上するとのことです。

② 特別損失の内容

対象者は、平成28年3月期第3四半期において、新たに減損損失3億16百万円、投資有価証券評価損99百万円及び投資有価証券売却損47百万円をそれぞれ計上することとなり、平成28年3月期通期連結業績の特別損失はこれらを含めて7億60百万円を計上する見込みとのことです。

③ 業績予想の修正

平成28年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想（A）	百万円 58,208	百万円 1,613	百万円 1,344	百万円 597	261円28銭
今回修正予想（B）	60,000	2,360	2,200	840	367円1銭
増減額（B－A）	1,792	746	855	242	－
増減率（％）	3.1	46.2	63.6	40.6	－
（ご参考）前期連結実績 （平成27年3月期）	55,210	1,684	1,521	209	91円90銭

(2) 配当予想の修正

対象者は、平成28年2月5日付「配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成28年2月5日開催の対象者取締役会において、平成28年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成28年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (千円)	29,564,265	37,859,478	42,250,544	48,767,939	55,210,685
経常利益 (千円)	1,129,566	1,725,506	1,283,765	751,766	1,521,854
当期純利益 (千円)	407,840	790,055	418,411	144,205	209,991
包括利益 (千円)	406,858	800,618	434,375	128,041	267,842
純資産額 (千円)	2,057,072	3,620,013	4,006,879	3,904,466	4,095,963
総資産額 (千円)	16,585,350	20,174,887	21,610,053	27,022,914	27,484,893
1株当たり純資産額 (円)	2,308.72	1,587.73	1,730.12	1,693.28	1,782.89
1株当たり当期純利益金額 (円)	441.74	411.32	183.35	63.11	91.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	406.24	178.87	62.69	91.27
自己資本比率 (%)	12.4	17.9	18.3	14.3	14.8
自己資本利益率 (%)	18.8	27.8	11.0	3.7	5.3
株価収益率 (倍)	—	5.6	12.0	29.6	19.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,636,055	2,130,452	777,249	2,998,921	3,750,081
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,585,709	△1,746,825	△2,585,069	△4,021,822	△1,237,357
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,017,161	1,050,029	166,740	1,823,533	△1,797,198
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,382,193	2,839,572	1,198,492	1,999,124	2,714,650
従業員数 (名)	1,115	1,242	1,456	1,727	1,847
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	[216]	[246]	[239]	[280]	[311]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、第11期は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 3 第11期の株価収益率については、第11期は非上場であり株価が把握できないため、記載しておりません。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日8時間換算）を記載しております。
- 5 対象者は、平成24年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (千円)	26,093,090	30,528,214	35,620,490	39,889,728	44,037,241
経常利益 (千円)	1,150,881	1,277,060	1,380,958	556,291	905,980
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	514,735	585,400	332,380	267,563	△94,336
資本金 (千円)	1,228,880	1,625,188	1,629,388	1,629,388	1,629,388
発行済株式総数 (株)	891,000	1,140,000	2,285,000	2,285,000	2,285,000
純資産額 (千円)	2,176,595	3,534,535	3,835,096	3,940,639	3,825,915
総資産額 (千円)	13,594,677	16,296,612	17,813,662	22,911,584	22,816,500
1株当たり純資産額 (円)	2,442.87	1,550.23	1,654.94	1,709.11	1,664.70
1株当たり配当額 (円)	34.00	96.00	55.50	40.00	20.00
(1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	563.15	304.77	145.65	117.10	△41.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	301.01	142.10	116.31	—
自己資本比率 (%)	16.0	21.7	21.2	17.0	16.7
自己資本利益率 (%)	23.0	20.5	9.1	7.0	△2.4
株価収益率 (倍)	—	7.6	15.1	16.0	△43.9
配当性向 (%)	6.0	15.7	38.1	34.2	—
従業員数 (名)	850	947	1,182	1,366	1,469
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔96〕	〔119〕	〔133〕	〔159〕	〔181〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、第11期は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3 第11期の株価収益率については、第11期は非上場であり株価が把握できないため、記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日8時間換算）を記載しております。

5 対象者は、平成24年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

7 第15期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。